

大臣も、首長も賛同しているのに県議会は請願不採択

今こそ少人数数学級の実現を

採択求め
山本県議討論

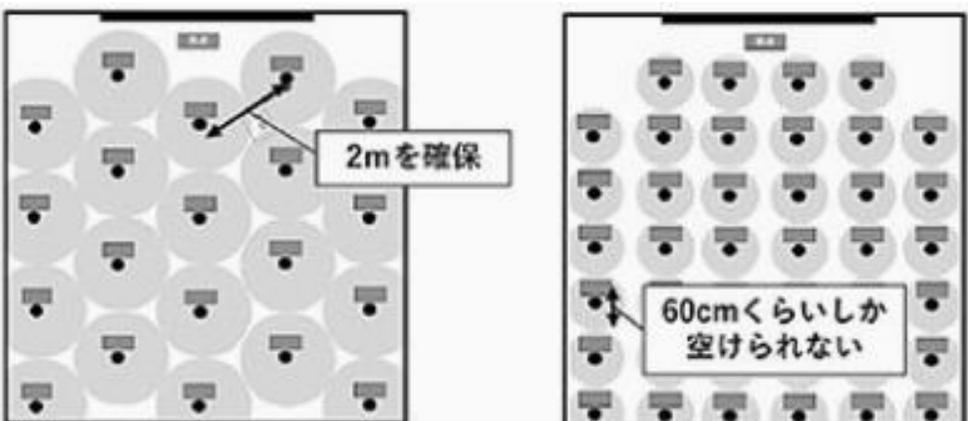
新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、再開された学校では、子どもたちの「3密」が懸念されています。

政府の新型コロナウイルスの専門家会議は、「人との間隔はできるだけ2メートル（最低1メートル）を開けること」を求めました。ところが小中学校の40人学級の教室では、1メートル開けることも不可能です（下図）。

こうした中、萩生田文部科学相は「少人数数学級を、私は目指すべきだと思っている」と発言。日本教育学会も、「この機会に1クラス40人の学級定数を抜本的に見直す必要がある」と提言しています。また全国知事会、全国市長会、全国町村会の3会長が連名で、少人数数学級の実現に向けた教員の確保が必要だと文部科学大臣に要請。ついに文部科学相も腰を上

少人数数学級実現で「密」が回避できる

教室のイメージ図。下図右は40人学級の場合。下図左は20人学級の場合。



今できる対策、やるべき対策に総力を

山本県議、球磨川治水で質疑

山本のぶひろ県議は9月29日、県議会本会議において質疑を行ない、蒲島知事に対し、球磨川治水対策の問題について見解をいただきました。

山本県議は、被災された方から「球磨川は悪くない」「これからの球磨川とともに生活していきたい」との声を少なからずお聞きしたことを紹介。球磨川の治水を考える際には、流域住民の安全・生命を守ることもとともに、宝であり財産である球磨川そのものを守る視点もまた重要であることを強調しました。

そのうえで、いずれにせよ避けて通れない二つの問題について知事の見解をいただきました。

一つは、仮に川辺川ダムを含む治水対策を決定したとしても、ダム完成までには相当の時間がかかると

いう問題です。ダムが完成する前に、いつ豪雨災害に見舞われるかわかりません。少なくとも河川整備において、今急いでやらなければならぬことは、今できる「ダムなし治水」対策を全力で進めていくことではないでしょうか。

二つは、ダムの緊急放流への対応です。気候変動・異常気象のもとでダムの緊急放流は「想定外」ではなく、もはや前提として考えなければなりません。緊急放流を行なったがために堤防決壊・家屋流出などという事態に陥らないよう、ダムの洪水調節機能が喪失した事態を想定した河川整備をすすめるなければならぬのではないのでしょうか。

質問に対する蒲島知事からの具体的な回答はありませんでした。



説明を受ける山本のぶひろ県議、上野みえこ熊本市議ら

渡鹿地域の排水対策を要望

山本県議は上野みえこ熊本市議とともに、住民の方から寄せられていた熊本市渡鹿地域の内水被害問題で、熊本市から対応策の見通しについてお話を伺いました。

げ、2021年度予算案の概算要求に、少人数数学級の検討を盛り込みました。全国各地の地方議会でも少人数数学級を求める意見書が採択されてきていることも、こうした流れを後押ししています。

ところがなんと9月議会では、女性団体から提出された「国の責任による少人数数学級の前進を求める意見書」の提出を求める請願が、不採択となってしまいました。なぜ少人数数学級を求める声に背を向けるのか、全く理解できません。

いま、他県が国の水準を上回って独自に少人数数学級の拡充に努力している中、唯一熊本県は国の基準通りの学級定員数となっており（政令市である熊本市は独自に拡充）。拡充の声に背を向ける県議会の態度が熊本県の取り組みの遅れにつながっているとすれば重大です。

議会最終日の10月8日、山本のぶひろ県議は請願を採択するように求めて討論をおこないましたが、自民、公明などの多数で不採択となりました。

球磨川の治水対策は 流域住民の声を聞け

山本県議ら、県に問題提起と要請おこなう



提言を渡し、田嶋徹副知事と意見交換する山本のぶひろ県議(左から2人目)ら

日本共産党の山本のぶひろ県議らは9月30日、7月豪雨災害後の治水対策の状況をふまえ、「被災者・流域住民を主役にした球磨川治水検証」への問題提起と要請を、蒲島郁夫知事あてにおこないました。田嶋徹副知事らが応対しました。球磨川の治水問題に関しては二回目の申し入れとなります(申し入れ全文はHP「日本共産党 山本のぶひろ」に掲載しています)。

今回の要請は、蒲島知事の「11月中をめどに県の方針を取りまとめ、民意を問うことになる」との発言を受け、行なったものです。

申し入れでは、◎被災者と流域住民の声や要求を正確に反映させるために、町内会や校区ごとの住民集会や懇談会を開くこと。◎国交省、県、市町村長との協議の場を設けること。◎公聴会、住民討論集会などを開催すること―などを要請しました。

無料法律相談会のお知らせ

日時 ①10月26日(月) 13時30分から
②11月25日(水) 13時30分から

場所 山本のぶひろ生活相談所
(中央区渡鹿5丁目19-7)

弁護士 久保田紗和さん(熊本中央法律事務所)

事前の予約が必要です。お問合せは362-5181まで。

被災者の要望に応えた仮設住宅の整備を

生活再建への
支援強化も求める

山本県議、熊本県に申し入れ

7月豪雨災害で住家をなくされた方々への仮設住宅の整備が進められています。山本のぶひろ県議は9月11日、熊本県に対し、「仮設入居者・入居希望者の要望に十分寄り添い、中長期的にも安心して暮らせるような仮設住宅の整備を」と求め、申し入れを行いました。坂本登・芦北町議も同席しました。

戸数を整備すること、◎買い物や通院・通学の利便性改善に努めること、◎生活に欠かさない家財道具の供与など生活再建支援、◎コミュニティ形成支援―など十三項目について要望しました。

山本県議は、「生活に必要なものが全てが失われた方々が少なくないだけに、生活再建に希望が見えるような支援が必要だ」と強調しました。

申し入れでは、◎希望者が全員入居できる

田嶋副知事は、「要請については真摯に検討する。科学的に事実を確認・検証し、意見や要望、提案を丹念に拾い、そのうえで治水のあり方を定めていきたい」と述べました。



熊本県に申し入れる山本のぶひろ県議(左から2人目)=9月11日